

(仮称) 市民センター建設
市民懇談会

【第11回会議】

と き 令和 4年 8月26日 (金)

ところ 福島市役所本庁舎 4階 庁議室

目次

1. (仮称) 市民センターにおける
運営の主体について 3
2. (仮称) 市民センター整備にともなう課題16
3. 今後の予定18

1. (仮称) 市民センターにおける 運営の主体について

(仮称) 市民センターの運営について、第8回市民懇談会において「中央学習センターが直接運営を行う」との市の方向性をお示ししたが、前回（第10回懇談会）において共創という観点から市民を巻き込んだ管理運営を検討すべきとのご意見があり、改めて考え方を整理し検討

(2) 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」(その6)

(2) 市役所周辺エリア

市役所周辺は、行政機関や裁判所などの関係機関が集積するほか、多くの市民利用機能が集積するエリアとして定着しています。

さらなる市民サービスの向上に向け、公共施設のバリアフリー化や交通アクセスの改善を図るとともに、市民利用機能・防災機能の集積・強化を図ります。

①統合・複合化による市役所本庁舎西棟の整備

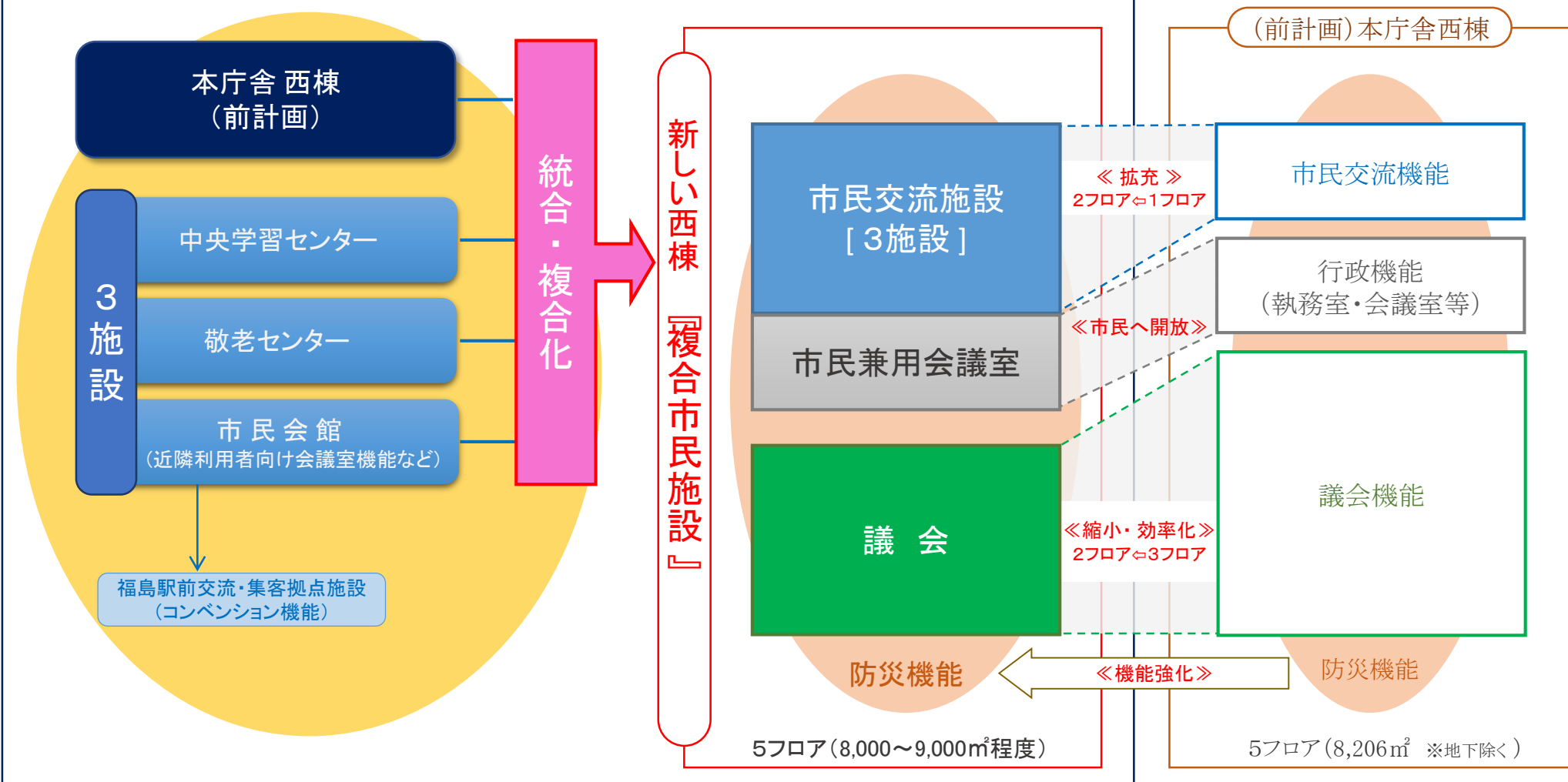
公共施設の質と量の最適化や防災機能の強化を図る観点から、市役所本庁舎西棟の市民交流機能に、市民会館の機能（近隣利用者向け会議室機能など）と、敬老センターの機能、そして中央学習センター機能との統合・複合化について検討します

今後は、『新しい西棟』として調査検討を進め、早期の完成を目指します。

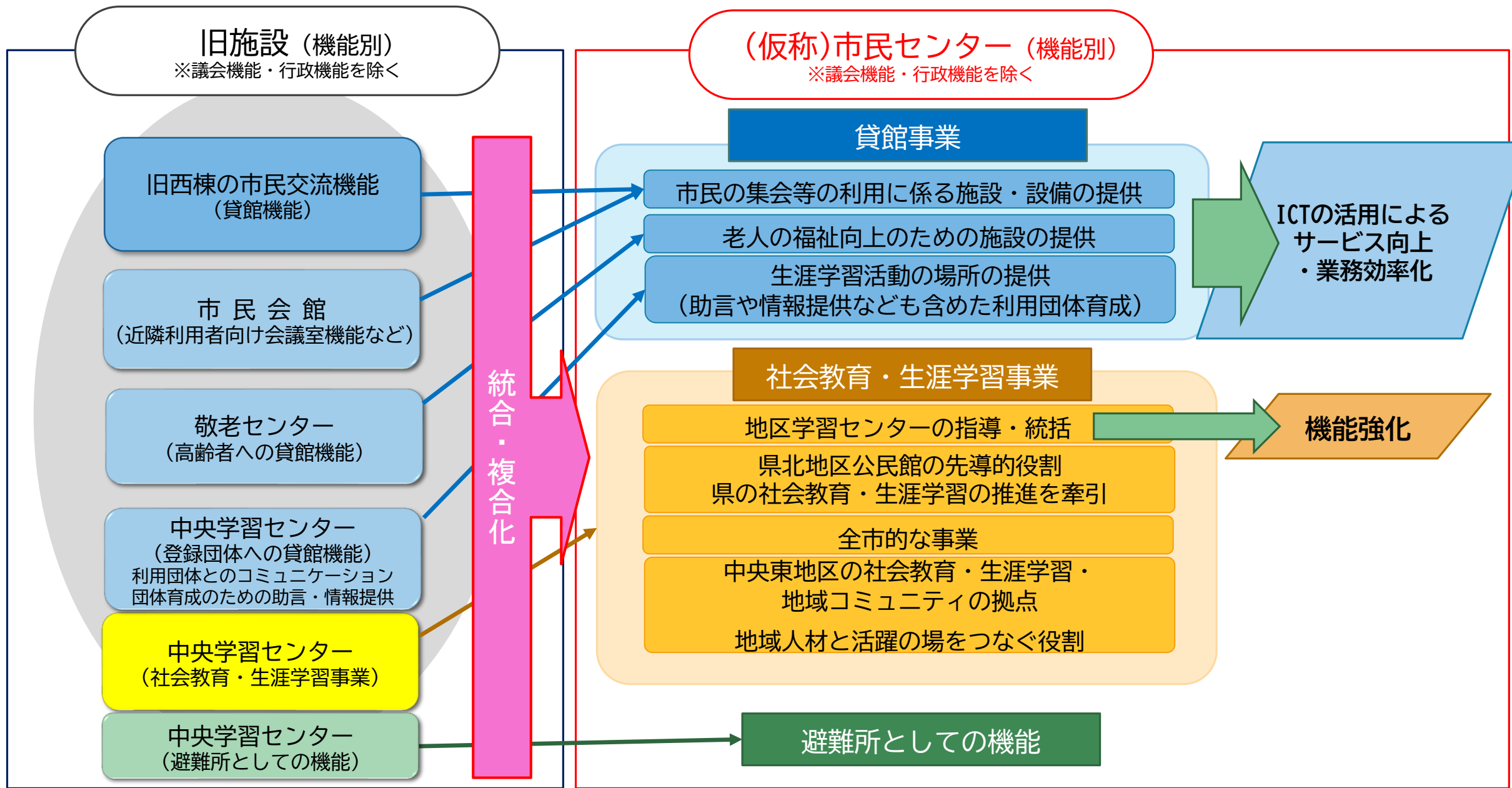
『「新しい西棟」基本計画策定に向けた諸元』 イメージ図

第6回懇談会 (R2.6/19開催)
資料より抜粋

「風格ある県都を目指すまちづくり構想」に基づく『新しい西棟』の目指す姿



3施設の統合・複合化及び議会スペースの縮小により、前計画同様の5フロアに集約でき、単独での建替えに比べ、大幅なコストダウンが図られる。



【中央学習センターの運営に関する各教育機関からの意見】

1. 福島市社会教育委員の会議（R2.10/26）

教育委員会事務局へ意見書を提出。

「各地区の学習センターの上位に位置する旗艦センターであり、『見本』となるような事業の展開が期待されている。また組織上においても、教育委員会事務局と各地区学習センターとを繋ぎ、かつ、地区学習センターを指導する役割を担っており、引き続き教育委員会が直営で運営することが望ましい。」

2. 中央学習センター運営審議会（R2.12/18）

「学習センターは、単なる貸館ではなく、社会教育や生涯学習事業を行う教育機関であり、各地区学習センターを統括する中央学習センターに指定管理を導入することは容認できない。これまで60年以上続いてきた中央学習センターを残して頂きたい。」

3. 福島市教育委員会（R3.1/6）

「これまでの地域密着というスタンスを保ち続けるために、また、地区学習センターを指導・統括する役割、施設が避難所となる側面も考慮すると、直営であることが望ましい。」

市民交流機能運営主体の方針

中央学習センターが機能移転する（仮称）市民センターの市民交流機能については、**中央学習センター**が**直接運営**を行う。

【直営とする理由】

- ① 学習センターは、各種事業と日々の貸館を通じ、地域との信頼関係を築きながら**地域の人材育成とネットワーク及びコミュニティの形成**につなげ、学びの面から市民との共創による**地域課題の解決を目指す使命**が学習センター機能として求められている。
- ② 学習センターにおける貸館は、機械的かつ事務的に施設を貸すだけでなく、社会教育・生涯学習の観点から、**利用団体とフランクなコミュニケーション**を図り、様子を見とりながら団体の育成・助長を目的として種々の**助言や情報提供**を行う**地元と密着した社会教育活動の一環**である。

【直営とする理由】

- ③ 学習センターの教育機関としての役割と地域のネットワークを活かし、地域の人材の活躍の場をコーディネートすることで学びの成果を地域に還元する役割が期待されている。
- ④ 指定管理者制度は、民間ノウハウを活かし市民サービスの向上及び経費の節減を図る効果的・効率的手法であるため、単なる貸館事業に導入する効果はあるものの、本市学習センターの貸館事業は、前述のような教育活動の一環でもあり、直営によって各部局と連携し、市民との共創による地域課題に取り組む機関として市民サービスの質の向上につながるものである。
- ⑤ 中央学習センターは、現場目線に立ち地区学習センターを指導・統括し、本市の社会教育・生涯学習を中心的に推進する役割を担っているため、直営とすることで指導力を発揮できる。

【第8回市民懇談会 委員からのご意見（管理運営関係）】

	委員からの主なご意見
運営主体について	<ul style="list-style-type: none">● 国や県の方針に則って市全体の生涯学習をリードしていく上で、中央学習センターは直営であるべきで、指定管理者に担うことはできない● 予約方法も含め各学習センターで対応がまちまちであり、市民の利便性向上の視点から統一化を図っていくためには、中央学習センターが直営でしっかり指導していく必要がある
貸館の業務に関して	<ul style="list-style-type: none">● 部屋の管理までを中央学習センターに任せると、職員は雑務に忙殺され学習センターのトップとしての役割を担うことができない● 中央学習センターと市民会館の業務を分けて、市民会館（貸館）の業務については委託できるのではないか

【第10回市民懇談会 委員からのご意見（管理運営関係）】

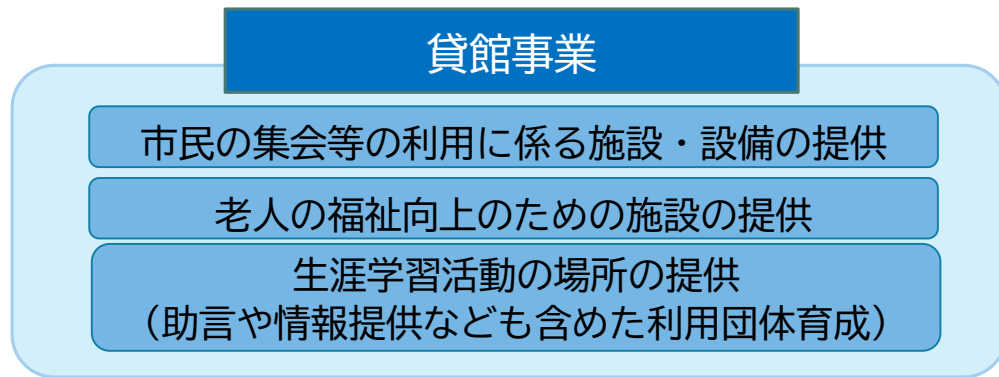
	委員からの主なご意見
共創の視点	<ul style="list-style-type: none">● 市の職員や民間の方が参画する団体等により、事業等も含め柔軟に対応できる体制を作っていくべき● 長岡市の施設は市の職員とNPOと一緒に働いており、民間の視点で住民の意識の変化等に迅速・柔軟に対応できる体制となっており、好事例である● 共創の名にふさわしい運営の仕方があるのであれば、きちんと探っていくべき
直営の視点	<ul style="list-style-type: none">● 貸館業務は民間や各種団体でもできるが、中央学習センターは社会教育施設であり、地区学習センターの指導的役割も担っていることを忘れてはならない● 学習センターは直営である事を望んでいる
その他	<ul style="list-style-type: none">● 当懇談会は学習センターがどうあるべきかを議論する場ではなく、市民会館等が担っている貸館事業も含めた『(仮称)市民センター』をどう運営するかを議論する場である

【（仮称）市民センターの管理運営の方向性】

1. 想定される前提条件

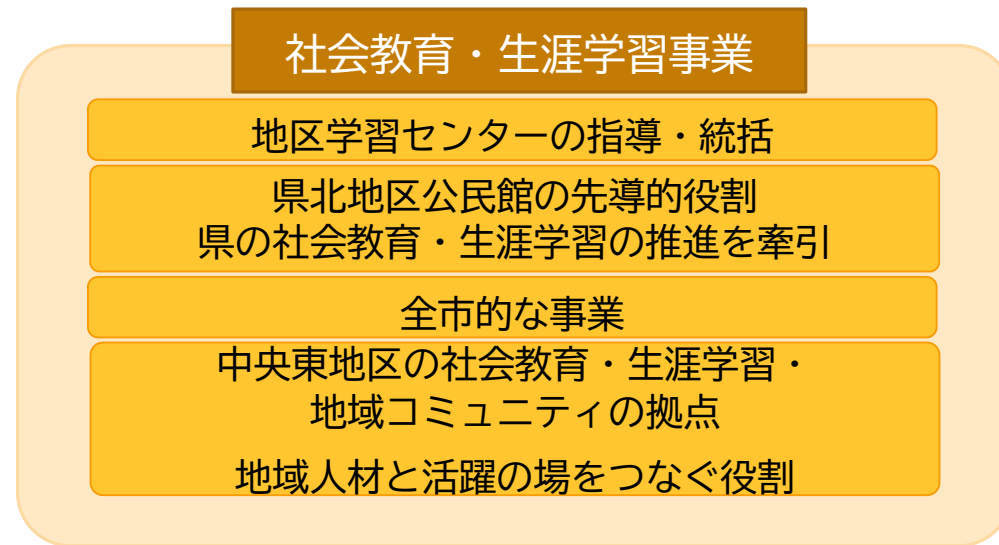
- 建物の点検・メンテナンス・設備の管理等は本庁舎と一体的に行う
建物は管財課の所管、設備等については本庁舎の中央監視室での一体的な管理を想定
- 従前の学習センターにおいて、貸館としての収益性が極めて低い
施設使用料や減免については今後検討していくが、従前の学習センターにおいては登録団体の利用がほとんどで、使用料収入はほぼ無い
- 仮に指定管理とした際に、担う業務は貸館のみ
指定管理者の特徴である『民間事業者のノウハウ等による多様なサービスの提供』などのメリットを活かす余地が少ない

【（仮称）市民センターの管理運営の方向性】



予約や部屋の管理だけでは指定管理のメリットを活かす余地が少なく、貸出に関する基準の統一性や業務の効率性を考慮し、市（中央学習センター）が直接管理する

※貸館業務担当職員の配置や機構体制の整備については、ICT（予約システム等）の導入による業務効率化も含めて今後の検討課題



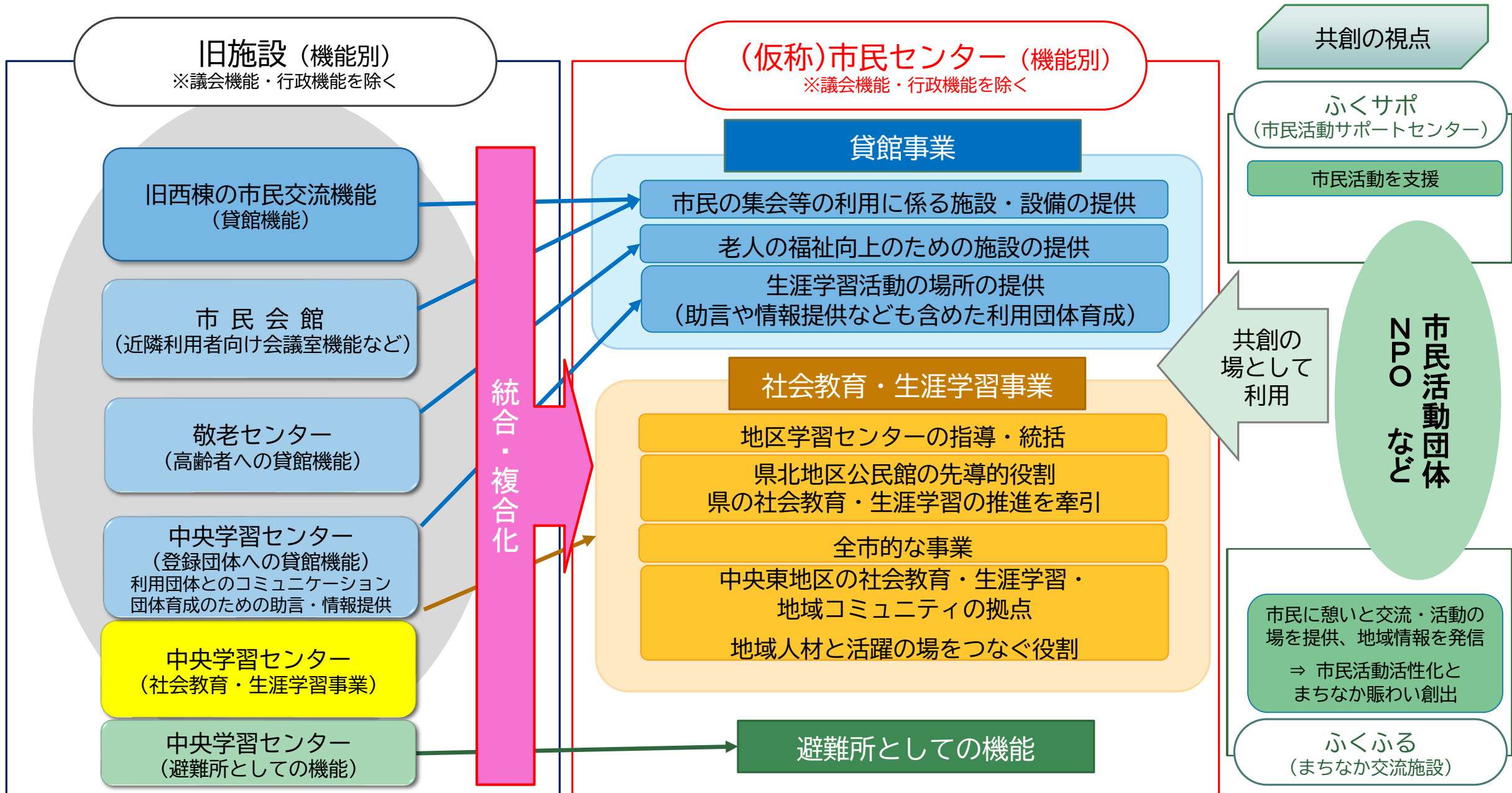
- 地区学習センターの指導・統括する役割
- 市や県北の社会教育・生涯学習を牽引する役割

市が直接担う

- 地域の人材育成やコミュニティの形成、地域課題解決
- 地域の生涯学習の推進（事業の実施を含む）

避難所としての機能

地域との共創の視点を踏まえながら、引き続き市で行っていく



【他市の事例（（仮称）市民センターとの比較）】

	長岡市 【アオーレ長岡】	秋田市 【市民サービスセンター】	福島市 【（仮称）市民センター】 (案)
施設の場所	J R長岡駅前	市内7か所（地域ごと）	市役所本庁舎 西側
施設の設置目的	市民協働による にぎわいと活力のある まちづくりの推進	住民の自治の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉の増進・文化の向上 ◆ 生涯学習の推進 ◆ 教養の向上
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公の施設（屋根付き広場・アリーナ・市民ホール） ◆ 本庁機能・議会機能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支所機能 ◆ 公の施設（会議室・和室・多目的ホール・音楽室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民交流機能 ◆ 市民兼用会議室機能 ◆ 議会機能
運営の主体	NPO法人 長岡市	各地区の地域づくり協議会 (貸出施設の指定管理者)	福島市 (中央学習センター)

2. (仮称) 市民センター整備にともなう課題

(仮称) 市民センターの整備にあたり、様々な解決すべき課題があると思われるが、懇談会委員の皆様において想定する課題、およびその方向性についてご意見を伺ったうえで、今後詳細について検討していきたい

【(仮称)市民センター整備に伴う課題の例】

(例)

□ 施設の開館時間・休館日等について

市民会館・敬老センター・学習センターのいずれに合わせるか、別にするか

□ 施設の使い方について

予約方法等はどのようにするか

□ 休日の駐車場対策について

土・日も開館する場合、施設利用者以外の駐車場利用の対策

3. 今後の予定

(1) 「(仮称)市民センター整備にともなう課題」の集約

別紙「報告様式」に記入の上、9月30日(金)までに事務局へご提出ください

(2) 第12回 (仮称)市民センター建設市民懇談会

i 日程 令和4年11月頃

ii 内容(予定) (仮称)市民センター整備にともなう課題について ほか